

生存権裁判 名古屋地裁が不当判決

2013年から3回にわたって行われた生活保護基準の見直しの取り消しを求めて、全国29都道府県で1,000人を超える方々が訴訟を起こしています。このうち、愛知県の原告に対する名古屋地裁判決が6月25日に言い渡されました。判決は、原告の訴えを退ける不当なものでした。生活保護利用者は、食費、入浴、衣料費、交際費の支出を減らし、「生きるのがやっと」の生活を強いられており、一日でも早く生存権を回復することが求められています。判決はこうした生活実態を顧みず、保護基準引き下げは厚労大臣の裁量の範囲としました。

◎和歌山 6月26日に第26回公判が開かれる 「支援する会」第7回総会も

翌6月26日には和歌山地裁で26回目の公判が行われました。弁護団は「社会的排除」という角度から、生活保護水準を判断する視点を提起しました。社会的排除によって、社会的交流や社会参加さえも拒まれ、徐々に社会の周辺に追いやられることを訴えました。公判後は、「支援する会」の第7回総会が開催されました。参加者からは「名古屋はなぜ負けたのか」「和歌山の裁判の今後の見通しは」など質問が出されました。

国保、介護保険、後期高齢者医療保険のコロナ特別減免（情報）

○九度山町から文書回答がありました。

国の通知の基づき早急に対応するとしており、町民への周知について、国保は納税通知書にチラシを同封すると回答がありました。後期高齢者医療保険についても保険料額決定通知書を郵送する際に説明を記載すると回答がありました。

○和歌山市 国保料 所得割を減額（9.67%→9.47% 医療分）

坂口多美子議員の質問に対する当局答弁

- ①対象保険料は？～2020年2月1日から2021年3月31日まで
 - ②事業収入の減少見込みはどう確認するか？～5月までの収入を1年間に換算してみる。6月以降は見込みとなる。
 - ③見込みと違って減収にならなかった場合は？～大臣答弁通り、返還は認めない。
- 介護保険、後期高齢者医療保険も同様である。国の通知にもとづいて、柔軟に対応するという答弁でした。

追伸：市役所にはすでに数百件に及ぶ市民が相談に訪れているとのことです。電話による問い合わせも数え切れないくらい来ているそうです。

◎後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険の不服審査請求行動を実施します

7月11日（土）に「スタート集会」を開催します

午後1時30分より プラザホープ4階ホールにて